

小中学校が行う修学旅行の下見

対象受検機関：教育委員会事務局 学校総務サービス課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 修学旅行下見の必要性（根拠）</p> <p>(1) 文部省初等中等教育局長通達（昭和43年10月2日付け）</p> <p>ア 経路、交通機関等を事前に十分調査し検討しておくこと。</p> <p>イ 宿泊施設の選定にあたっては、その周辺の環境について、教育的に十分検討するとともに、安全、保健衛生についても特に配慮すること。</p> <p>ウ 宿泊施設の状況、特に非常口や危険個所などを調査し、適切な措置をとり、万一の災害に備え、退避、救助等について配慮しておくこと。 等</p> <p>(2) 文部事務次官通達（昭和63年3月31日付け）</p> <p>昭和63年に発生した、中国・上海での列車事故により、高知県の修学旅行生に死傷者が出たことを契機に、修学旅行の実施計画に当たっては、旅行経路・交通機関等についての事前の実地調査の実施など、細心かつ、周到な準備を整え、安全確保に万全を期すること。 等</p> <p>2 府内市町村立の小中学校の教職員の旅費負担等</p> <p>「市町村立学校職員給与負担法」により都道府県の負担とされている。</p> <p>平成26年度旅費執行額 956,362千円</p> <p>(小学校1,007校、中学校464校、計1,471校)</p> <p>学校総務サービス課は、各小中学校の旅費予算全体について、計画と執行状況を見て、人数等を把握し、旅費の支出事務を行っている。また、旅費の執行実績については、同課が行う調査時に「管外出張旅費執行状況調」を学校から提出させて、日程、用務、目的地、人数、旅費額等を確認している。</p> <p>なお、下見人数が多い場合や、複数回実施している学校については、随時聞き取りを行い、その状況を把握することがある。</p> <p>3 下見人数・日数の決定</p> <p>各市町村において、小中学校の管理運営に関する規則を定めており、出張、休暇その他サービスの処理に関する事として、校長の判断と責任のもとで下見の人数・日数を決定している。</p> <p>4 下見人数にばらつきのある理由</p> <p>下記のように、各学校における実情の違いが主な要因となっている。</p> <p>(1) 旅行先での調査箇所の数や規模</p> <p>(2) 特段の配慮を必要とする児童・生徒への対応</p> <p>例えば、心身に障がいのある児童・生徒の場合、一人ひとりの障がいの特性により、対応が異なる。</p> <p>(3) その他</p> <p>ベテラン教員が下見に行く場合や修学旅行先が毎年同じ場合は、少人数での対応も可能。一方、引率経験のない新任教員がベテラン教員とともに下見に行く場合は、人数が増えることがある。 等</p>	<p>修学旅行の下見の人数や日数に関する判断については、旅行に係る服務権限がある校長（旅行命令権者）に委ねられている。</p> <p>その結果、下見人数や日数については、学校間でばらつきが見られるが、学校総務サービス課は人数や日数についての必要性や理由を記した資料を、定例的に提出することは求めている。</p>	<p>学校総務サービス課は、学校に対して、一定数以上の人数や日数で修学旅行の下見を行う場合には、その必要性や理由を記した資料の提出を求め、その確認を行うなど、旅費支出の妥当性を担保する仕組みを検討されたい。</p>

5 修学旅行の下見人数の状況 (H24～H26調査対象校:106校) (単位:校)

	なし	1名	2名	3名	4名	5名	6名	7～8名	9名	計
小学校	2	6	17	26	16	5	1	0	1	74
中学校	0	0	28	9	0	0	0	0	0	37
計	2	6	45	35	16	5	1	0	1	111

注)平成25、26年度に旅費の監査を行った小中学校(平成24、25年度決算)及び平成27年度に学校総務サービス課が調査を行った小中学校(平成26年度決算)を集計。

同一年度内に下見を2回行っている学校(5校)については、それぞれ計上している。

(下見人数・日数の分析)

下見を2名及び3名で実施する学校が全体の約7割を占めている。

人数・日数について、その必要性や出張者に関して資料要求及びヒアリングを行った結果は以下のとおりであった。

- (1) 3名以内の実施 中学生になれば、集団行動に比較的慣れてくることから、人数を絞って対応している。小学校では、小規模校でクラス数が少ない場合等は少人数対応している。前年度から旅行先、宿泊先に変更がない場合で、担任が同一場所への引率経験があることから、下見を行わなかった学校もある。
- (2) 4名の実施 現場確認を学級担任全てが参加するほかに、支援学級担任又は学年付の担任外の教員が参加している。
- (3) 5名以上の実施 4名のケースと同様の場合のほかに、旅行先、宿泊先を変更することに伴い現地判断が必要なことから、管理職等(教頭、教務主任)も同行している場合がある。なお、9名で実施している学校は、民泊体験学習を実施することに伴い、40家庭に分散して宿泊先の確認をする必要があったためであり、日帰りに対応したことにより経費を抑えた。(学級担任4、支援学級担任2、教頭1、教務主任1、養護教諭1)
- (4) 複数回の実施 旅行先、宿泊先の変更を行う場合の検証、支援を要する生徒等への対応のために本番直前の状況確認を行った。

措置経過

監査の結果を受け、市町村立学校を対象として平成27年9月24・29日に行った「現任学校事務職員・臨時主事研修会」並びに同年10月8・9日に行われた「現任校長研修」において、監査結果の趣旨と改善に向けて検討することを説明した。その後、各学校において、修学旅行等宿泊を伴う学校行事の下見のために出張した人数や日数が一定数を超える場合は、その理由や必要性等について、学校総務サービス課が行う年間旅費執行計画調査(毎年度6月実施)において報告を求めることとし(平成27年度実施分から報告)、平成28年6月1日付けで全小中学校に通知した。

監査(検査)実施年月日(委員:平成27年8月19日、事務局:平成27年6月24日から同年7月28日まで)